



瑞穂町告示第203号

令和8年度町民税・都民税・森林環境税納税通知書の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明なため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年10月15日

瑞穂町長 山 崎 栄



記

- 1 送達すべき書類
令和8年度 町民税・都民税・森林環境税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者
DANG THI HAO